第 32 期 報 告 書

(平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)

貸 借 対 結 結 株 主 資 本 等 変 動 計 連 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本 貸 借 損 主資本 等 変 動 別 個 注 会計監査人の監査報告書謄 監査役会の監査報告書謄本

アルテック株式会社

事 業 報 告

(平成18年12月1日から) 平成19年11月30日まで)

1.企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における日本経済は、一部に弱さがみられるものの景気回復基調を保っております。

しかしながら、原油高が企業の収益を圧迫し、雇用の減少を招いており、一人あたりの賃金 の減少傾向もあり、個人消費の伸びは横ばいとなっております。また、米国の低所得者向け高 金利型住宅ローン(サブプライムローン)問題に伴う金融市場の動揺も続き、日本の実体経済 への波及も懸念されております。

このような経営環境のなかで、当社グループは、卸売事業においては既存商権を核にしながらも変革を先取りした新規分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応してまいりました。また、製造事業においては、ペットボトル用プリフォームおよびプラスチックキャップの生産に注力してまいりました。

当期の連結売上高は、卸売事業のメディアパッケージ分野が前期を上回ったことに加え、製造事業において食品・飲料容器分野が前期を上回りましたが、卸売事業の産業機械・機器分野が前期を下回ったこと、また産業資材分野において安価な産業資材の販売から撤退したことにより、29,425百万円(前期比19.5%減)となりました。

しかしながら、連結営業損益は、経費削減効果に加え、製造事業では、蘇州現地法人(以下「蘇州現法」という)および広州現地法人(以下「広州現法」という)のペットボトル用プリフォームの生産が本格化したこと等により、971百万円の利益(前期は1,000百万円の損失)となりました。

連結経常損益は、有利子負債の削減に伴う支払利息の減少等により、前期実績に対し大幅な改善が図られ、847百万円の利益(前期は1,328百万円の損失)となりました。

連結当期純損益は、蘇州現法および広州現法の事業計画の変更に伴う製造設備の減損損失135百万円、投資有価証券評価損107百万円の計上等により、542百万円を特別損失に計上したものの、本社ビルの売却により、その固定資産売却益を特別利益に計上したこと等により、3,240百万円の利益(前期は3,342百万円の損失)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

事美	業の種類別セグメント及び商品等分野の名称	第32期(当期) 平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで						
		金額(百万円) 前期比						
卸売事業	売上高 外部顧客に対する売上高 産業機械・機器分野 産業資材分野 メディアパッケージ分野 その他の分野 セグメント間の内部売上高 計	14, 295 2, 668 7, 050 1, 945 686 26, 645	\triangle 11. 6% \triangle 72. 3% +19. 3% \triangle 32. 0% \triangle 1. 9% \triangle 24. 4%					
	営業損益	883	_					
製造事業	売上高 外部顧客に対する売上高 食品・飲料容器分野 その他の分野 セグメント間の内部売上高 計 営業損益	3, 072 393 1, 757 5, 224 218	$+92.6\%$ $\triangle 1.4\%$ $+119.9\%$ $+87.0\%$					

① 卸売事業

メディアパッケージ分野において、大手ゲームメーカー向けの携帯用メディアケースならびに大手映画業界・アニメ業界向けのDVDケースの受注・販売が好調であったことから、メディアパッケージ事業が大いに伸び、また、ヨーロッパ向け昇華型デジタルプリンタの販売も順調に推移し、プリンタ事業も好調でありました。また、ICカードの組立機・ICタグの実装機の販売が好調でありました。しかし、産業機械・機器分野においては、環境対応としての紙カップ成型機、水資源再利用を促進する自己洗浄型のウォーターフィルター等の販売が順調であった反面、ペットボトル関連機器の販売が低調であったほか、リサイクル分野において水処理システムを含む大型プラントのビジネスから撤退したことによる影響もありました。更に産業資材分野において、安価な産業資材の販売から撤退したことにより大幅に売上が減少しました。

その結果、売上高は26,645百万円(前期比24.4%減)となりました。一方、営業損益は、 経費削減の効果もあり、883百万円の利益(前期は234百万円の損失)となりました。

② 製造事業

食品・飲料容器分野においては、蘇州現法においてペットボトル用プリフォームおよび中国食用油メーカー向けプラスチックキャップの生産が、広州現法においてペットボトル用プリフォームの生産が、いずれも本格化しフル稼動体制を確立しました。その結果、売上高は5,224百万円(前期比87.0%増)となりました。

食品・飲料容器分野において、蘇州現法および広州現法の前期に実施いたしました減損処理による減価償却費負担軽減効果等もあり、営業損益は218百万円の利益(前期は624百万円の損失)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、782百万円(前期比42.2%減)であります。事業の種類別セグメントごとには、卸売事業において産業資材用金型等に96百万円(前期比45.8%減)投資しております。また、製造事業において、蘇州現法およびインドネシア現地法人(以下「インドネシア現法」という)の食品・飲料容器分野の生産設備等に681百万円(前期比41.7%減)投資しております。このほか、全社において器具及び備品等に4百万円(前期比27.7%減)投資しております。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、借入金の返済および運転資金ならびに上記(2)の設備投資資金に充当するため、総額3,000百万円の第三者割当増資を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前期に多額の損失を計上したことを踏まえ平成19年1月に再建計画を策定し、その必達に向けて全社一丸で取り組んでまいりました。その結果、当期は連結売上高は計画を下回ったものの、連結営業利益および連結経常利益はいずれも計画を上回る実績をあげることができました。

その理由としては、以下の4点があげられます。

- ① 中国のペットボトル用プリフォーム・プラスチックキャップ事業が、期初の予想を上回る スピードで立ち上がり、安定生産稼動体制を確立したこと。
- ② 経費削減・業務効率化策を迅速かつ徹底して推進したこと。
- ③ 本社ビル売却を始めとする資産の売却により、有利子負債を大幅に削減、財務体質の強化をはかったこと。
- ④ 蘇州現法・広州現法において追加設備投資を行ったほか、インドネシア現法を設立するなど、限られた投資予算のなかで必要な投資を行ったこと。

今後は、計画達成をより確実なものにするため、中国・インドネシア事業を着実に伸ばしていくとともに、国内事業の強化をはかってまいります。具体的施策として平成20年3月に現在の持株会社制(分社制)を廃止し、事業本部制を導入いたします。また、会社組織の簡素化により、経営資源の一層の効率化をはかると同時に、各事業本部の業務範囲を明確にし、当社が優位性を有するニッチ・マーケットの開拓および既存事業の強化・拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し 上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

		_		期別	第 29 期	第 30 期	第 31 期	第32期(当期)
				_	平成15年12月1日から	平成16年12月1日から	平成17年12月1日から	平成18年12月1日から
項	目				平成16年11月30日まで	平成17年11月30日まで	平成18年11月30日まで	平成19年11月30日まで
売		上		高(百万円)	30, 237	32, 671	36, 560	29, 425
経	常	損	į	益(百万円)	280	△758	△1, 328	847
当	期	純	損	益(百万円)	△251	△767	△3, 342	3, 240
1	株 当	たり	当	期純損益	△28円53銭	△76円46銭	△324円63銭	191円47銭
総		資		産(百万円)	26, 578	29, 721	30, 003	25, 713
純		資		産 (百万円)	8, 509	7, 777	4, 947	11, 215

- (注) 1. 第29期につきましては、情報メディア関連分野およびその他の分野の食品機械関連、帯電防止剤関連が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、蘇州および広州の中国現地法人2社における生産ラインの不具合発生のため本格生産稼動が遅れたこと、これら中国現地法人の生産設備投資のための有利子負債の増加に伴う支払利息の増加および開業費償却の発生等に加え、投資有価証券評価損、役員退職慰労金および訴訟和解金の計上、ならびに繰延税金資産の回収可能性をより保守的に見直し法人税等調整額の計上を圧縮したこと等により損失となりました。
 - 2. 第30期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル原料のレジン、ペットボトル用プリフォームおよびリサイクルパレットの販売が好調に推移したため増収となりました。しかしながら利益率の高い大型機械の受注案件が納期遅れや検収遅れにより売上に結びつかなかったこと、蘇州および広州の中国現地法人におけるペットボトル用プリフォームの生産稼動が固定費を回収するまでに至らなかったこと、蘇州におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立上準備費用負担が生じました。また、これら中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等に加え、投資有価証券売却損ならびに法人税等の負担等により損失となりました。
 - 3. 第31期につきましては、卸売事業において、産業資材分野が前期を下回ったものの、産業機械・機器分野、メディアパッケージ分野およびその他の分野ともに前期を上回ったことに加え、製造事業において、食品・飲料容器分野およびその他分野ともに前期を上回ったため増収となりました。しかしながら、卸売事業における納入機械に対するクレーム対応費用の発生、製造事業における中国現地法人の日本向けペットボトル用プリフォームの本格生産稼動の立ち遅れや受注・生産稼動が固定費を回収するまでに至らなかったことに加え、中国現地法人の製造設備等について減損損失を計上したこと等により損失となりました。
 - 4. 第32期(当期)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社17社および関連会社4社で構成され、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う卸売事業と、食品・飲料容器等の生産・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う製造事業とを営んでおります。

また、当社グループは、当社がグループ全体の戦略立案と経営監督を担う持株会社、子会社および関連会社が各事業の遂行を担う事業会社として構成されています。当社グループの事業内容等と子会社および関連会社との関係は、次のとおりであります。

			T
事業区分		主な商品・製品・サービス	主 要 な 会 社
卸売事業	産業機械・ 機器分野	ペットボトルブロー成形機、無菌充填機、 プリフォーム成形機、パレット製造ライン、グラビア印刷機、フレキソ印刷機、D VD・BD・HD-DVD検査装置、食品 機械、医薬品異物検査装置、再生処理機 械、各種機械エンジニアリング・保守サー ビス	(連結子会社) アルテックエーピーエス㈱ アルテックコミュニケーションズ㈱ アルテックアルト㈱ アルテックエーディーエス㈱ アルテックエーディーエス㈱ アルテックエンジニアリング㈱ ALTECH-PLAST AG ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. 愛而泰可貿易(上海)有限公司 〈特分法適用関連会社〉 エスコグラフィックス㈱
	産業資材 分野	各種合成樹脂原料、廃プラスチック	〈連結子会社〉 アルテックアルト㈱ アルテックエーアールエス㈱
	メディア パッケージ 分野	CDケース、DVDケース	〈連結子会社〉 アルテックエーディーエス㈱
	その他の 分野	情報処理システム、リサイクルパレット、 理化学機器	〈連結子会社〉 アルテックエーディーエス(株 アルパレット販売(株 アルテックエンジニアリング(株) アルテックアイティ(株) D-TECH(株) 〈持分法適用関連会社〉 Bio Navis Ltd
製造事業	食品・飲料 容器分野	ペットボトルプリフォーム、 プラスチックキャップ	〈連結子会社〉 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司 愛而泰可新材料(広州)有限公司 PT. ALTECH 〈持分法適用関連会社〉 愛而泰可新材料(深圳)有限公司
	その他の 分野	リサイクルパレット、 容器包装リサイクルサービス	〈連結子会社〉 アルパレット㈱ 〈持分法適用関連会社〉 リ・パレット㈱

(7) **重要な子会社等の状況** ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率
アルテックエーピーエス(100百万円	100.0
アルテックコミュニケーションズ(100百万円	100.0
アルテックアルト(100百万円	100.0
アルテックエーディーエス(100百万円	100.0
アルテックエーアールエス(100百万円	100.0
アルパレット販売	100百万円	100.0
アルテックアイティ(50百万円	100.0
アルテックエンジニアリング(30百万円	55.0
アルパレット	100百万円	51.0
愛 而 泰 可 新 材 料 (蘇 州) 有 限 公 司] 36,000千アメリカドル	100.0
愛 而 泰 可 貿 易 (上 海) 有 限 公 司] 650千アメリカドル	100.0
愛 而 泰 可 新 材 料 (広 州) 有 限 公 記] 22,000千アメリカドル	100.0
P T . A L T E C I	1 2,000千アメリカドル	100. 0

② 重要な関連会社の状況

		2	<u> </u>			社			名				資	Z	ţ.	金	当社の出資比率	Ž
エ	ス	ţ	コ	グ	ラ	フ	1	ッ	ク	ス	:	(株)				10百万円	40. 0	%
IJ		•)	°	レ		ツ	}			(株)				50百万円	_	
愛	而	泰	可	新	材	料	(深	圳)	有「	限(公	司	10, 00	0千ア	ノ メ	リカドル	45. 0	

(注) リ・パレット㈱については、当社の子会社であるアルパレット㈱が15%を出資しております。

(8) 主要な事業所

区分	所 在	 地
当社	本社	東京都新宿区荒木町13番地4
	大阪支店	大阪府大阪市
国内子会社	アルテックエーピーエス(株)	東京都新宿区荒木町
	アルテックコミュニケーションズ㈱	東京都新宿区荒木町
	アルテックアルト㈱	東京都新宿区荒木町
	アルテックエーディーエス(株)	東京都新宿区荒木町
	アルテックエーアールエス(株)	東京都新宿区荒木町
	アルパレット販売㈱	東京都新宿区荒木町
	アルテックアイティ(株)	東京都新宿区荒木町
	アルテックエンジニアリング㈱	東京都新宿区荒木町
	アルパレット(株)	福井県坂井市
在外子会社	愛而泰可新材料(蘇州)有限公司	中国蘇州市
	愛而泰可貿易 (上海) 有限公司	中国上海市
	愛而泰可新材料(広州)有限公司	中国広州市
	PT. ALTECH	インドネシアスカブミ市
国内関連会社	エスコグラフィックス(株)	東京都新宿区西新宿
	リ・パレット(株)	千葉県我孫子市
在外関連会社	愛而泰可新材料(深圳)有限公司	中国深圳市

(9) 従業員の状況

従	業	員	数		前	期	末	比	減	
				名						名
				574						85

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 - 2. 従業員数が当期末において85名減少しておりますが、主として製造事業における中国現地法人の作業効率化に伴う人員削減によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況

				f	告		入		先					借	入	金	残	高
																		百万円
株	式	숲	社	3	Ξ	菱	東	京	U	F	J	銀	行					1,044
株	式		会	社		三	井		住	友	-	銀	行					568
東	京		IJ		_		ス	株	:	式		会	社					355
三	菱	U	F	J	信	言	丘 銀	Į	行	株	式	숲	社					250
農		材	ζ.		中			央			金		庫					250

2.会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

19,354,596株

(注) 第三者割当による新株の発行により、発行済株式の総数が8,797,700株増加しております。

(3) **株主数** 5,115名

(4) 大株主(上位10名)

				株		主		名					持	株	数	
フェ	ニニッ	クス	・キャ	・ピタ	ル・ノ	٠, ٠,	トナー	ズ・	スリー	一投資	事業組	組合			8, 797,	株 700
由				利				和				久			783,	076
竹	内	エ	ム	ア	ン	ド	テ	1	株	式	会	社			750,	000
株	式	会	社	三	菱	東	京	U	F	J	銀	行			505,	920
株		式	会	È	社		ア		ル	3		ネ			391,	000
村			永			八			千			代			387,	076
竹				内				正				明			285,	400
株		左	· ·		会		社			旭		栄			190,	800
三	菱	U	F	J	信	託	銀	行	株	式	会	社			187,	300
日	本	:	証	券	金		融	株	左	. 4	会	社			173,	200

- (注) 1. 当社は、自己株式261,848株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 - 2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 三菱UFJ信託銀行株式会社 69,800株

3 . 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき次の新株予約権付社債を発行しております。

2009年 6 月 5 日満期円貨建転換社債型 (平成17年 6 月 6 日発行	
発行決議の日	平成17年5月18日
新株予約権付社債の残高 (千円)	取締役会決議 1,191,000
新株予約権の数(個)	1, 191
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、2	1, 962, 755
新株予約権の発行価額(円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	新株予約権1個あたり 1,000,000
新株予約権の行使期間(注)3	平成17年6月20日から平成21年5月22日の銀 行営業終了時(いずれもロンドン時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	発行価格 1株あたり606.80
および資本組入額(円) (注) 2、4	資本組入額 1株あたり304
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより社債 と新株予約権のうち一方のみを譲渡すること はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 5

- (注) 1. 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。) すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る社債額面金額の総額を転換価額(下記(注)2. で定義する。) で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - 2. 転換価額
 - ① 当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初799円とする。

② 転換価額の調整

調整後

転換価額

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに 当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

新発行• 1株あたりの 既発行 _ 処分株式数 発行・処分価額 ×株式数 時 調整前 転換価額 既発行株式数 + 新発行・処分株式数 (なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の 交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新 株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション制度によ るオプションの付与その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- ③ 転換価額の下方修正
 - 平成18年5月19日(以下「第一決定日」という。) および平成19年5月18日(以下「第二決定日」という。) (いずれも日本時間。以下「決定日」と総称する。)までの(いずれも同日を含む。)各10連続取引日の東京証 券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値で1円未満の端数を切り上げた金額が当該決定日 において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、平成18年6月5日(以下「第一効力発生日」と いう。) および平成19年6月4日(以下「第二効力発生日」という。)(いずれも日本時間。以下「効力発生 日」と総称する。) 以降、それぞれ、上記の計算方法により算出された額に下方修正される。かかる修正は、 決定日(同日を含まない。)から効力発生日(同日を含む。)までの期間になされた調整(以下「中間調整」と いう。)に従うものとし、遡及的調整は無視するものとする(但し、これに関する当社の義務には影響を及ぼ さない。)。但し、転換価額は、決定日の最低転換価額(第一決定日の転換価額の80%(上記と同様の調整に服 する。以下同様とする。)をいう(1円未満は切り上げる。)。)未満に修正されることはないものとし、転換価 額が最低転換価額未満に減額された場合には、転換価額は最低転換価額とする。

なお、上記下方修正要項の適用により、第二効力発生日以降、転換価額が最低転換価額に下方修正されている。 3. 本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時(ロンドン時間)まで、ま

- た、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。
- 4. 本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じ、その結果、 1円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。
- 5. 旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、 当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の 全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

4 . 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

	氏	名		地 位	およて	ド担 当		他の法人等の代表状況等
田	中	利	採	代 表 耳	文 締	役 社	長	
張	能	徳	博	専 務 (中 国 事	取 業 部	締 門 管	役 掌)	愛而泰可新材料(広州)有限公司董事長 愛而泰可新材料(深圳)有限公司董事総経理
加	畑		洋	専 務 (国 内 事	取 業 部	締 門 管	役 掌)	アルテックエーディーエス㈱代表取締役社長
瀧	Ш	頁	_	専 務 (コーポ	取レート	締部 門 管	役 (掌)	
星	野	幸	広	取 (経営企画	締〕 室長兼	総務部	役 郡 長)	
梅	木	義	則	取	締		役	アルテックアルト㈱代表取締役社長
風	見	冝	彦	取	締		役	アルテックコミュニケーションズ㈱代表取締役社長
杉	山		仁	取	締		役	
千	歳	和	秀	常勤	監	查	役	
今	中	幸	男	監	查		役	弁護士
越	智	俊	典	監	查		役	
吉	原	謙	太	監	查		役	

- (注) 1. 取締役杉山 仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役今中幸男、越智俊典および吉原謙太の各氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
 - 3. 平成19年2月28日開催の定時株主総会において新たに星野幸広および杉山 仁の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - 4. 平成19年2月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役由利和久、尾山義秋および笠井祝男の各氏は任期満了により、退任いたしました。
 - 5. 平成19年2月28日開催の定時株主総会において新たに千歳和秀および吉原謙太の両氏が監査役に選任され、就任いたしました。
 - 6. 平成19年2月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役益田裕一氏は任期満了により、退任いたしました。
 - 7. 平成19年2月28日付で、次のとおり役付取締役の異動がありました。

専務取締役 加畑 洋(前・取締役)

専務取締役 瀧川 賢 一(前・常務取締役)

- 8. 平成19年2月28日付で、次のとおり役員の担当業務の異動がありました。
 - ・瀧川賢一氏は、総務・業務担当からコーポレート部門管掌となっております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	取級	帝 役	監置	 役		+
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
株主総会決議に基づく報酬	5名 (うち社外1名)	47,093 (うち社外 2,711)	4名 (うち社外3名)	9,944 (うち社外 6,933)		57, 037
計		47, 093		9, 944		57, 037

(単位:千円)

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額(年額)は次のとおりであります。

取締役 300,000千円 (平成9年2月24日 定時株主総会決議)

監査役 40,000千円 (平成15年2月25日 定時株主総会決議)

なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。

2. 期末日現在の取締役は8名、監査役は4名であります。 このうち取締役3名に対しては、報酬を支払っておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況 該当事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員等の兼任状況 該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定事業者との関係 該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	杉 山 仁	当社取締役就任後当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	今 中 幸 男	当事業年度に開催した取締役会20回のうち17回に出席し、また、監査役会6回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	越智俊典	当事業年度に開催した取締役会20回のうち17回に出席し、また、監査役会6回全てに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	吉 原 謙 太	当社監査役就任後当事業年度に開催した取締役会17回のうち15回に出席し、また、就任以降開催した監査役会5回全てに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社と社外役員は、会社法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる旨の規定を定款に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

5.会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

39,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選 定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理 由を報告いたします。

また、会計監査人としての在任期間、監査業務遂行状況等会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、「会計監査人の不再任」の議案を株主総会に付議いたします。

6 . 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i)当社は、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社会規範に適合することを確保するため、「社友行動指針」、「コンプライアンス規程」等のコンプライアンス体制にかかる規程を誠実にかつ実践的に運用する体制を構築する。
 - (ii)内部監査部は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、内部監査部が定期 的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

- (iii) 法令遵守上疑義のある行為等について、取締役及び使用人等が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による「コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営する。通報に際しては、「社内通報規程」によるものとし、通報者に不利益がないことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i)取締役は、その職務の執行に係る情報を文書又は、電磁的媒体(以下、文書等という)に 記録し、「文書処理規程」に基づき、保存・管理するものとする。
 - (ii)上記(i)に定める文書等は、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (i)当社は、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を構築する。
 - (ii)内部監査部は、各リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - (iii)取締役会は、経営戦略・経営計画の策定やその他意思決定に必要なリスク分析を行い、経営判断の重要な材料とする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i)取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともにこの目標に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標を定める体制を構築する。また、分掌別権限・ 責任規程を定め、この目標を実現するための職務及び権限の割り当て体制を整備する。
 - (ii)取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減 するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現す るシステムを構築する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i)当社及び当社グループ会社における業務の執行が法令、定款及び社会規範に適合すること を確保するための諸施策に加え、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報 の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (ii)代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - (iii)内部監査部は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる 内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況及びその結果は、その重要度 に応じ取締役会等に報告されなければならない。
 - (iv)監査役が、監査役自ら又は、監査役会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとする。

- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ® 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じて下記の事項を報告する。
 - (i)取締役又は、使用人の行為が、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある 事実、不正もしくは法令・定款違反等。
 - (ii)当社及びグループ会社における重要な施策の決定事項、重要な月次報告、業務の執行状況、 重大な訴訟の提起等。
 - (iii)内部監査部が実施した内部監査の結果。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i)監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換の体制を確立する。
 - (ii)監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - (iii)監査役は、独自に意見形成するため、必要と認めるときは、自らの判断で外部法律事務所、 公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

- ① 株式会社の支配に関する基本的な考え方
 - (i)当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様の判断 に任されるべき問題でありますが、その前提として、大規模買付行為が行われる以前におい て、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要かつ十分な情報提供が行われることが不可欠 であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。

この株主の皆様の判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様に代替案を表明することもあります。

- (ii)当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新規分野の商権の確保に努め、社会の要請及びお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合弁事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの製造技術をもとに、プリフォームやキャップ等の製造を目的とする現地法人を中国の蘇州・広州・深圳に順次設立しております。
- (iii) このような当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与えうる大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するにあたっての重要な判断要素と考えております。
- (iv)当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

② 大規模買付ルールの内容

(i)大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ(※1)の議決権 割合(※2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(※3)の買付行為又は結果と して特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(なお、これら 買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます。)をいいます。

なお、金融商品取引法に規定する公開買付に該当する大規模買付行為につきましては、同 法の規定に従った対応を行うことといたします。

- (ii)当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。
- (iii)具体的には、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の検討・判断 及び取締役会としての意見作成のために必要かつ十分な情報(「大規模買付情報」といいま す。)として、次のとおりの項目の情報を提供していただきます。
 - a. 大規模買付者及びそのグループ・関係者の概要
 - b. 大規模買付行為の目的及び内容
 - c. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - d. 大規模買付行為完了後に計画又は意図している経営方針・事業計画

その個々の大規模買付行為のあり方によって、提供を求める大規模買付情報の具体的内容は異なってくることもありえますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社に対して大規模買付ルールを遵守する旨の意思表明の書面の提出を求めます。この意思表明書面には、大規模買付者の名称、住所・設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案される大規模買付行為の概要を適示していただきます。当社としてはこの意思表明書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、これにより当初に提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

(iv) 大規模買付の提案があったこと及び当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部又は一部を開示することとします。

- (v) この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、60日から90日が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間(「取締役会考慮検討期間」といいます。)として確保されるべきと考えております。
- (vi) よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会(人選については後述の⑤の(ii)をご参照ください)の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の収奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値及び株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表明することもあります。

③ 防衛策の発動、解除及び維持の条件

(i)大規模買付ルールを遵守していただけなかった場合及び当社に回復しがたい損害が生じる ことが明らかである場合、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益の保護、企業価値の維持 を目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役 会として許容する措置を実行し、大規模買付行為に対抗することがあります。

対抗措置の具体的な内容は、そのときに応じて相当と考えられるものを実行することとなります。この対抗措置が一定の基準日における株主に対して株式分割を行う場合の分割比率は株式分割1回あたり株式1株を最大5株にする範囲内で行います。また、対抗措置が株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述の(参考)記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を考慮した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

- (ii)大規模買付ルールは、当社の業務経営に関して影響力を持ち得る規模の当社株式の買付について、当社株主全体の利益を擁護するという考え方に立脚し、株主の皆様にその大規模買付を容認するかの判断のために必要かつ十分な情報をご提供し、現に経営を担っている当社取締役会が評価・検討した意見を公表し、また、代替案の表明を受ける機会を確保するために、導入されるものです。大規模買付行為が、グリーンメーリングや会社の重要資産の収奪や資産流用、高配当の強要を目的とするなど、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかでない限り、大規模買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会の判断だけで大規模買付行為に対抗するものではありません。
- (iii)当社取締役会としては、大規模買付ルールの導入及び大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置については、当社株主全体の利益・企業価値を擁護するための相当かつ適切な対応であると考えます。

対抗措置により、結果的に大規模買付ルール不遵守の買付者に経済的損害を含む不利益を 発生させる可能性があることになりますので、大規模買付行為を準備されている方に対して は、当該ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないよう、予め注意喚起しておきま す。

④ 株主及び投資家に与える影響

- (i)株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいりますが、大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。
- (ii)株式分割や新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行又は行使につきましては、新株予約権又は新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

- ⑤ 大規模買付ルール導入の手続及び今後の方針
 - (i)大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取締役8名(うち1名は会社法に定める社外取締役)及び当社監査役4名(うち3名は会社法に定める社外監査役)の全員が出席した上、全会一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。
 - (ii)株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、平成19年2月28日開催の取締 役会にて社外監査役2名(うち1名は現在弁護士が就任しております)の他、会社経営に関 する有識者2名、公認会計士1名を選任いたしました。
 - (iii) 当該大規模買付ルールを継続するかどうかについては、今後とも、定時株主総会後、最初に開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。
 - (※1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を言います)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を言い、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます)又は買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を言い、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者とその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を言い、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)及び特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を言います)を意味します。
 - (※2) 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済 全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除い た株式の議決権数とします。
 - (※3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(参考) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された 株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割 合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たり の目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数については、2,000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の発行価額 無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める 額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,261,490	流 動 負 債	12,353,972
現金及び預金	6, 749, 451	支払手形及び買掛金	6, 195, 174
受取手形及び売掛金	7, 283, 255	短 期 借 入 金	2, 061, 736
たな卸資産	1, 902, 874	未 払 費 用	780, 120
前渡金	879, 567	未 払 法 人 税 等	931, 860
繰 延 税 金 資 産	189, 230	前 受 金	1, 569, 101
その他	307, 570	そ の 他 固 定 負 債	815, 980 2,144,931
貸倒引当金	△50, 459	新株予約権付社債	1, 191, 000
固定資産	8,452,428	長期借入金	855, 927
有形固定資産	5,807,718	そ の 他	98, 003
建物及び構築物	2, 009, 679	負 債 合 計	14,498,903
		(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	2, 904, 745	株 主 資 本	10,478,067
土 地	214, 309	資 本 金	5,527,829
そ の 他	678, 984	資 本 剰 余 金	2,783,821
無形固定資産	38,612	利 益 剰 余 金	2,388,922
投資その他の資産	2,606,098	自 己 株 式	222,506
投 資 有 価 証 券	588, 874	評価・換算差額等	648,376
長 期 貸 付 金	32, 000	その他有価証券 評 価 差 額 金	36,035
繰 延 税 金 資 産	285, 301	繰延へッジ損益	1,365
保 険 積 立 金	32, 704	為替換算調整勘定	685,776
そ の 他	1, 671, 761	少数株主持分	88,571
貸 倒 引 当 金	△4, 543	純 資 産 合 計	11,215,015
資 産 合 計	25,713,918	負 債 純 資 産 合 計	25,713,918

連結損益計算書

(平成18年12月1日から) 平成19年11月30日まで)

	科				目			金	額
売	- 11	上				高			29,425,639
売	上		原			価			24,847,078
売	上	総		利		益			4,578,560
販 売			一 般			費			3,606,893
営	· 八 八		利	_		益			971,667
販 売 営 営	業	外		収		益			390,055
	***	取		利			息	31, 177	
受	取		配		当		金	5, 894	
受 受 持	分 法		よ る	投	資	利	益	142, 736	
不	動	産	賃	貸		収	入	31, 621	
デ	リバ	テ	1	ブ	評	価	益	150, 993	
投	資 事	業	組	合	運	用	益	1, 179	
そ	の他		営	業	外	収	益	26, 452	
営	業	外		費		用			513,811
		払		利			息	290, 183	·
支 為		替		差			損	153, 646	
そ	の他		営	業	外	費	用	69, 981	
経	常		利		:	益			847,912
特	別		利			益			3,805,452
固	定	資	産	売		却	益	3, 642, 766	
投	資 有	価	証	券	売	却	益	132, 555	
保	険	解	約	返		戻	金	30, 131	
特	別		損		:	失			542,243
前	期	損	益	修		正	損	55, 583	
棚	卸	商	品	除		却	損	54, 402	
古	定	資	産	除		却	損	8, 537	
古	定	資	産	売		却	損	26, 589	
減		損		損			失	135, 852	
投	資 有	価	証	券	評	価	損	107, 170	
IJ	_	ス	角	解	糸	ı	損	27, 332	
デ	リバ		1	ブ	解	約	損	37, 605	
借	入 金	繰	上	返	済	損	失	20, 103	
事	業		撤		退		損	25, 085	
キ	ヤ	ン	4	セ	ル	,	料	43, 980	
税 金	等 調	整前	当 期	純		益			4,111,121
法 人	税、自					锐		994, 618	
法	人 税	等	調	整	1	額		△111, 987	882, 631
少	数	株	主	利		益			△11,834
当	期	純	:	利		益			3,240,323

連結株主資本等変動計算書

(平成18年12月1日から) 平成19年11月30日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年11月30日残高	4, 023, 423	4, 563, 088	△4, 022, 172	△222, 376	4, 341, 962
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1, 504, 406	1, 495, 609	_		3, 000, 015
資本準備金の取崩 (欠 損 填 補)	_	△3, 274, 875	3, 274, 875		_
持分法適用会社の減少 に 伴 う 減 少 額	_	_	△104, 105		△104 , 105
当 期 純 利 益	_	_	3, 240, 323	_	3, 240, 323
自己株式の取得	_	_	_	△129	△129
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	1, 504, 406	△1, 779, 266	6, 411, 094	△129	6, 136, 104
平成19年11月30日残高	5, 527, 829	2, 783, 821	2, 388, 922	△222, 506	10, 478, 067

		評 価・ 換 算 差 額 等					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計	
平成18年11月30日残高	31, 979	△12, 596	489, 157	508, 540	96, 870	4, 947, 374	
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行	_	_	_	_	_	3, 000, 015	
資本準備金の取崩 (欠損填補)	_	_			_	_	
持分法適用会社の減少に 伴 う 減 少 額	_	_			_	△104, 105	
当 期 純 利 益	_	_	_	_	_	3, 240, 323	
自己株式の取得	_	_				△129	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△68, 014	11, 230	196, 619	139, 835	△8, 299	131, 536	
連結会計年度中の変動額合計	△68, 014	11, 230	196, 619	139, 835	△8, 299	6, 267, 641	
平成19年11月30日残高	△36, 035	△1, 365	685, 776	648, 376	88, 571	11, 215, 015	

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社 16社

アルテックエーピーエス㈱、アルテックコミュニケーションズ㈱、アルテックアルト㈱、アルテックエーディーエス㈱、アルテックエーアールエス㈱、アルパレット販売㈱、アルテックエンジニアリング㈱、アルパレット㈱、アルテックアイティ(㈱、D-TECH(㈱、ALTECH-PLAST AG、ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.、PT. ALTECH、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可新材料(広州)有限公司

前連結会計年度において連結子会社であったアルテックルークス㈱は、当連結会計年度において清算したため、当連結会計年度に連結の範囲から除外しております。ただし、清算結了までの同社損益計算書については、連結しております。また、PT. ALTECHについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に加えたものであります。

(2) 非連結子会社 1 社

ALTECH U.S.A., INC.

(連結の範囲から除いた理由)

ALTECH U.S.A., INC. は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社 4社

エスコグラフィックス㈱、リ・パレット㈱、愛而泰可新材料(深圳)有限公司、Bio Navis Ltd 前連結会計年度において関連会社であった日本パリソン㈱は、同社が行った第三者割当増資により持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法の適用から除外しております。ただし、みなし売却日までの同社損益計算書は持分法を適用しております。また、Bio Navis Ltdについては、同社の株式を追加取得したことにより関連会社に該当することとなったため、当連結会計年度より持分法を適用しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社 1社

ALTECH U.S.A., INC.

(持分法を適用しない理由)

ALTECH U.S.A., INC. は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社4社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。 持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の中間決算日現在で実施した仮決算に基づ く計算書類を使用しております。

	决算 日	中間決算日
・エスコグラフィックス㈱	12月31日	6月30日
・リ・パレット㈱	3月31日	9月30日
・愛而泰可新材料(深圳)有限公司	12月31日	6月30日
·Bio Navis Ltd	12月31日	6月30日

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちALTECH-PLAST AG、ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. およびPT. ALTECHの決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司および愛而泰可新材料(広州)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子会社についても10月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定) によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

- ② デリバティブ 時価法によっております。
- ③ 棚卸資産

中国連結子会社3社を除く連結子会社13社

主として個別法による原価法によっております。

中国連結子会社3社

移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社、中国連結子会社3社を除く連結子会社13社

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が 3 年~50年、機械装置及び運搬具が 2 年~15年であります。

(会計方針の変更)

法人税法の改正 ((所得税法等の一部を改正する法令 平成19年3月30日法律第6号) 及び (法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

中国連結子会社3社

旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5年~20年、機械装置及び運搬具が5年~10年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を 採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段

デリバティブ取引 (為替予約取引及び金利スワップ取引)

・ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務 変動金利借入金

③ ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引等を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始 以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金 利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有 効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、 有効性の判定を省略しております。

- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
 - ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,862,648千円

2. 担保に供している資産

投資有価証券

16,335千円

上記に対応する債務

短期借入金

16,335千円

なお、上記の他に連結子会社以外の金融機関からの借入金に対して、「現金及び預金」のうち 479,000千円を担保に供しております。

3. 長期性預金

「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円(当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日)は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

4. 保証債務 2,225,300千円

国内関連会社1社に対する保証債務は、第三者との連帯保証債務であり、総額で記載しております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

	場所用途		種 類	金額
中国	蘇州市 (第一工場)	製造設備	機械装置及び運搬具	45,268千円
中国	広州市	製造設備	機械装置及び運搬具	90,584千円
		135,852千円		

(資産をグループ化した方法)

当社グループは、稼動資産については、主として管理会計上の区分に基づき、卸売事業については営業拠点を、製造事業については工場をそれぞれグルーピングの単位としております。なお、遊休資産については、各不動産等をグルーピングの単位としております。

(減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法)

上記の製造設備については、事業計画の変更に伴い、将来の使用見込みが明確でなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。回収可能価額は正味売却価額によっており、売却見込額を0千円としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普诵株式

19,354,596株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数 普通株式

261,848株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年2月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

① 株式の種類 普通株式

② 配当金の総額 114,556千円

③ 配当の原資 利益剰余金

④ 1株当たりの額 6円

⑤ 基準日 平成19年11月30日

⑥ 効力発生日 平成20年2月27日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 582円76銭

2. 1株当たり当期純利益 191円47銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 164円18銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年1月25日

アルテック株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	長	友	滋	尊	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	光-	一郎	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	岳	司	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルテック株式会社の平成18年12月 1日から平成19年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。こ の連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書 類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第32期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について 取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が 独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会 計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規 則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計 審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の 方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年1月30日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役 千 歳 和 秀 ⑩ 監 査 役 越 智 俊 典 ⑪ 監 査 役 声 原 謙 太 卿

(注) 監査役今中幸男、監査役越智俊典及び監査役吉原謙太は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査 役であります。

貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,284,816	流 動 負 債	5,524,212
現金及び預金	4, 536, 868	短 期 借 入 金	3, 835, 036
繰 延 税 金 資 産	57, 243	未 払 費 用	105, 485
短 期 貸 付 金	1, 020, 251	未 払 法 人 税 等	843, 088
そ の 他	670, 453	そ の 他	740, 601
固 定 資 産	11,869,874	固定負債	1,666,509
有 形 固 定 資 産	68,493	新株予約権付社債	1, 191, 000
建物	23, 520	長 期 借 入 金	467, 267
		そ の 他	8, 241
土 地	1, 308	負 債 合 計	7,190,721
そ の 他	43, 665	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	22,820	株 主 資 本	11,002,852
ソフトウェア	14, 704	資 本 金	5,527,829
電話加入権	8, 116	資 本 剰 余 金	2,783,821
投資その他の資産	11,778,560	資 本 準 備 金	2, 783, 821
投資有価証券	492, 497	利 益 剰 余 金	2,913,707
		その他利益剰余金	2, 913, 707
関係会社株式	3, 839, 899	繰越利益剰余金	2, 913, 707
関係会社出資金	3, 765, 019	自 己 株 式	222,506
長 期 貸 付 金	2, 802, 529	評価・換算差額等	38,882
保 険 積 立 金	32, 704	その他有価証券 評 価 差 額 金	36,035
そ の 他	848, 909	繰延ヘッジ損益	2,847
貸 倒 引 当 金	△3, 000	純 資 産 合 計	10,963,970
資 産 合 計	18,154,691	負 債 純 資 産 合 計	18,154,691

損 益 計 算 書

(平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)

	科			I		金	 額
営	業	<u> </u>	ЧΣ	益			
子	会 社	上 業	務 受	託 収	入	658, 010	
子	会 社	不 重				193, 955	
子	会	社 配		金 収	入	200, 680	1, 052, 646
営	業		費	用			
	彤		管	理	費	934, 743	934, 743
営	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		利	益		,	117,902
営営	業	外	ЧΖ	益			,
		取	禾		息	107, 748	
受	耳		配	当	金	14, 134	
不	動	産	賃 賃		入	31, 621	
受受不デ	リーノ		ィブ	評価		20, 752	
投	資 事		組合	運用		1, 179	
そ	の他		営 業	外 収		38, 675	214, 111
営	業	外	費	用			
		払			息	198, 374	
支 支	扫		手	数	料	11, 931	
為		替	喜		損	45, 529	
そ	の他	<u>h</u> の	営 業	外 費		33, 770	289, 605
経	芹	Ś	利	益			42,408
特	月		利	益			
貸	倒	引 当		戻 入	益	1, 233	
古	定	資	産		益	3, 642, 766	
投	資 有	一 価	証 券	売 却		2, 000	
保	険	解	約		金	30, 131	3, 676, 131
特	月	IJ	損	失			
占	定	資	産	も 却	損	26, 390	
固	定	資	産		損	2, 190	
投	資 有	一 価	証 券	評 価		8, 900	
関	係 会	社	株 式	評 価		64, 722	
事	業		撤	退	損	25, 085	
IJ	_	ス	解	約	損	27, 332	
デ	リーノ		ィーブ	解 約		37, 605	
借	入 釒		上 返	済 損	失	20, 103	
過	年	度 損	益	修 正	損	55, 583	267, 913
税	引 前		期 純	利 益			3,450,626
法 人		主民税				765, 744	
法	人 移			整額		△228, 825	536, 918
当	期	純	利	益			2,913,707

株主資本等変動計算書

(平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
		資本剰余金		利益剰余金	
	資 本 金	資本準備金	11 光 淮 冼 人	その他利	益剰余金
		頁 平 坪 佣 並	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成18年11月30日残高	4, 023, 423	4, 563, 088	98, 001	650, 000	△4, 022, 877
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1, 504, 406	1, 495, 609	_	_	
資本準備金の取崩 (欠 損 填 補)		$\triangle 3, 274, 875$		_	3, 274, 875
利益準備金の取崩 (欠 損 填 補)			△98, 001	_	98, 001
別途積立金の取崩 (欠 損 填 補)				△650, 000	650, 000
当 期 純 利 益	_	_	_	_	2, 913, 707
自己株式の取得			_	_	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	_		_	_	_
事業年度中の変動額合計	1, 504, 406	△1, 779, 266	△98, 001	△650,000	6, 936, 584
平成19年11月30日残高	5, 527, 829	2, 783, 821	_	_	2, 913, 707

	株主	資本	評值	町・換算差額	頂 等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年11月30日残高	△222, 376	5, 089, 259	8, 046	△12, 932	△4, 886	5, 084, 372
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		3, 000, 015	_	_		3, 000, 015
資本準備金の取崩 (欠 損 填 補)		_	_	_	_	_
利益準備金の取崩 (欠 損 填 補)		_		_	_	_
別途積立金の取崩 (ケ 損 填 補)		_	_	_	_	_
当 期 純 利 益	_	2, 913, 707	_		_	2, 913, 707
自己株式の取得	△129	△129	_	_	_	△129
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		_	△44, 081	10, 085	△33, 995	△33, 995
事業年度中の変動額合計	△129	5, 913, 593	△44, 081	10, 085	△33, 995	5, 879, 597
平成19年11月30日残高	△222, 506	11, 002, 852	△36, 035	△2, 847	△38, 882	10, 963, 970

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

2. デリバティブの評価基準

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については、旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物が3年~50年、機械及び装置が15年、器具及び備品が5年~8年であります。

(会計方針の変更)

法人税法の改正 ((所得税法等の一部を改正する法令 平成19年3月30日 法律第6号) および (法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3 月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものに ついては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段

デリバティブ取引 (為替予約及び通貨スワップ取引並びに金利スワップ取引)

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

- 8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
 - (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

32,303千円

2. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権

1,298,751千円

長期金銭債権

2,311,694千円

短期金銭債務

2,802,529千円

長期金銭債務

225,884千円

3. 担保に供している資産

投資有価証券

16,355千円

上記に対応する債務

短期借入金

16,355千円

4. 長期性預金

「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円(当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日)は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

5. 保証債務 6,551,392千円

上記のうち、会社分割により設立した子会社5社に対する保証債務の金額は、4,030,105千円であります。

また、国内関連会社1社に対する保証債務は、第三者との連帯保証債務であり、総額で記載しております。

6. 連帯債務 97,535千円

会社分割により設立した子会社3社が承継した債務についての並存的債務引受けによる連帯債務であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

一般管理費

営業取引以外の取引高

1,052,646千円

291,265千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普诵株式

19,354,596株

261,848株

- 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成20年2月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

① 株式の種類 普诵株式

- ② 配当金の総額 114,556千円
- ③ 配当の原資 利益剰余金
- ④ 1株当たりの配当額 6円
- ⑤ 基準日 平成19年11月30日
- ⑥ 効力発生日 平成20年2月27日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

574円25銭

2. 1株当たり当期純利益

172円17銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

147円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成20年1月24日開催の取締役会において、下記のとおり連結子会社であるアルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社、アルテックエーアールエス株式会社(合計4社)を平成20年2月26日に開催予定の当社株主総会における合併契約承認議案の承認可決を条件として、吸収合併することを決議しております。

記

1. 合併の目的

市場において日々厳しい競争が展開される中、当社の革新的企業風土を維持・強化し、持続的に企業価値を向上させていくためには、事業組織の簡素化が必要との認識にたち、平成15年に導入した持株会社体制を廃止し、平成20年3月1日に、持株会社を存続会社とした主要子会社の吸収合併方式により、事業本部体制へ移行し、デジタルソリューション事業本部、産業機械事業本部、マテリアル事業本部の3事業本部を柱とする組織再編を実施します。

持株会社制の下では、個社別業績管理の厳格化など一定の成果を挙げることができましたが、 今後は、会社組織の簡素化により経営資源の一層の効率化をはかると同時に、各事業本部の業務 範囲を明確にし、当社が優位性を有するニッチ・マーケットの開拓および既存事業の強化・拡大 に取り組んでまいります。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併決議取締役会 平成20年1月24日 (木)

合併契約締結 平成20年1月24日 (木)

合併承認株主総会 平成20年2月26日(火)(予定)

当社の株主総会基準日 平成19年11月30日

アルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社、アルテックエーアールエス株式会社(合計4社)は会社法第784条第1項の規定(略式合併)により開催致しません。

合併の予定日(効力発生日) 平成20年3月1日(土)(予定)

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式でアルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテック アルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社、アルテックエーアールエス株式会社 (合計4社) は解散致します。

- (3) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 消滅会社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。
- (4) 株主総会での承認を可決条件とした経緯について 当社予想では、消滅会社のうちアルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト 株式会社、アルテックエーアールエス株式会社(合計3社)との合併により抱合株式消滅差損 が生じ、会社法規定の簡易合併の要件を満たさないと判断したため、当社定時株主総会におけ る合併契約承認議案の承認可決を条件と致しました。

3. 合併当事会社の概要

商号	アルテック 株式会社 (存続会社)	アルテックコミュ ニケーションズ 株式会社 (消滅会社)	アルテックアル ト株式会社 (消滅会社)		アルテックエーア ールエス株式会社 (消滅会社)
事業内容		器、食品加工機、	ブロー成形機、射 出成形システム等	CD・ DVD 製 造 装置・周辺機器、IC カード・ICタグ製 造装置等の輸入及 び販売	の輸入及び販売
設立年月日	昭和51年 5月15日	平成15年 12月 1 日	平成15年 12月 1 日	平成15年 12月 1 日	平成15年 12月 1 日
本店所在地	東京都新宿区 荒木町13番地4	東京都新宿区 荒木町13番地4	東京都新宿区 荒木町13番地4	東京都新宿区 荒木町13番地4	東京都新宿区 荒木町13番地4
代表者の 役職・氏名	代表取締役 田中 利浩	代表取締役 風見 亘彦	代表取締役 梅木 義則	代表取締役 加畑 洋	代表取締役 須江 清介
資本金	5,527百万円	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円
発行済 株式数	19, 354, 596株	2,000株	2,000株	2,000株	2,000株
純資産	11,215百万円 (連結)	499百万円 (単体)	1,340百万円 (単体)	925百万円 (単体)	248百万円 (単体)
総資産	25,713百万円 (連結)	1,328百万円 (単体)	3,800百万円 (単体)	5,658百万円 (単体)	659百万円 (単体)
決算期	11月末日	11月末日	11月末日	11月末日	11月末日
大株主及び 持株比率	下記の通り※	アルテック 株式会社 100%	アルテック 株式会社 100%	アルテック 株式会社 100%	アルテック 株式会社 100%
売上高 経常損益	29, 425百万円 847百万円 (連結)	2,390百万円 △20百万円 (単体)	7,138百万円 283百万円 (単体)	10,571百万円 483百万円 (単体)	2,667百万円 77百万円 (単体)

※フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合 8,797千株 45.45%

由利和久 783千株 4.04%

竹内エムアンドティ株式会社 750千株 3.87%

株式会社三菱東京UFJ銀行 505千株 2.61%

株式会社アルミネ 391千株 2.02%

村永八千代 387千株 1.99%

竹内正明 285千株 1.47%

株式会社旭栄 190千株 0.98%

日本証券金融株式会社 173千株 0.89%

東京リース株式会社 152千株 0.78%

(合計 12,451千株 64.28%)

4. 合併後の状況

(1) 商号 アルテック株式会社

(2) 事業内容 卸売事業

(3) 本店所在地 東京都新宿区荒木町13番地4

(4) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 田中 利浩

(5) 資本金 5,527,829,922円

(6) 決算期 11月末日

(7) 今後の見通し (連結) 本合併が当社の業績に与える影響は軽微であります。業績に関

する詳細に関しては、平成20年1月24日開示の「決算短信(平成19年11

月期)」にて発表しております。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月25日

アルテック株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 長友滋尊印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 田 光一郎 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田岳司印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルテック株式会社の平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、会社は、平成20年1月24日開催の取締役会において、連結子会社であるアルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社及びアルテックエーアールエス株式会社(合計4社)を平成20年2月26日に開催予定の株主総会における合併契約書締結承認議案の承認可決を条件として、吸収合併することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関 して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いた します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受 けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等 と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席 し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決 裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役 の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する ために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議 の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしまし た。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、 取締役その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子 会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け ました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとと もに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会 計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げ る事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の 通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしまし た。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認め
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められま せん。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制シス テムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認めら れません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2項の各取組みは、当該基本方針に沿 ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持 を目的とするものでないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年1月30日

アルテック株式会社 監査役会

> 常勤監査役 千 歳 和 秀

\$ 査 役 中 幸 男 (EII) 監 杳 役 越 智 俊 典 (印)

役 吉 謙 太

監 杳 原

(注) 監査役今中幸男、監査役越智俊典及び監査役吉原謙太は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査 役であります。

> 以 E.

メモ			

メ	モ		